

岐阜県青少年健全育成条例第11条第1項の規定により指定する有害図書類（個別指定）

番号	種類	図書類の題名	月日号等	発行所、制作者名
1	雑誌	チャンプロード	2013.1月号	(株)笠倉出版社
2	書籍	コーヒーショップで大麻を一服	2007年10月10日 初版第1刷発行	(株)データハウス
指定理由	著しく犯罪又は自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。			

指定（告示）年月日 平成24年12月11日